

# JEMAI環境ラベルプログラム

(エコリーフ/カーボンフットプリントコミュニケーション  
プログラム)

## 基本文書

制定：平成 25 年 8 月 1 日

文書管理番号：JG-01-02

一般社団法人産業環境管理協会

## 目次

1. 環境ラベルプログラムの目的および特徴.....	3
1.1 目的.....	3
1.2 特徴.....	3
1.3 プログラムの基本構造.....	4
1.3.1 プログラムの運営体制.....	4
1.3.2 プログラムに参加する各関係者の責任の考え方.....	5
1.3.3 プログラムの適用範囲.....	5
1.3.4 プログラムの信頼性等を担保する仕組み.....	6
1.3.5 原単位データの提供.....	6
1.3.6 料金体系.....	7
2. エコリーフプログラム.....	8
2.1 プログラムで提供する環境情報の範囲.....	8
2.2 エコリーフ算定の基本.....	8
2.2.1 インベントリ分析（算定に関する基本的ルール）.....	8
2.2.2 インパクト評価（算定に関する基本的ルール）.....	8
2.3 エコリーフ登録公開の基本.....	9
2.3.1 公開する環境情報の内容.....	9
2.3.2 環境情報公開を行う際の注意事項.....	9
2.3.3 エコリーフにおける比較の取扱い.....	9
2.4 エコリーフ算定および登録公開の手順.....	9
2.4.1 エコリーフ PCR の制定.....	9
2.4.2 エコリーフ検証.....	10
2.4.3 エコリーフの登録・公開.....	11
2.5 エコリーフの審査員と検証員.....	12
2.5.1 審査員の資格.....	12
2.5.2 製品環境データ検証員の資格.....	12
2.5.3 システム認定/認証審査員およびデータ検証員の遵守事項.....	13
3 CFP プログラム.....	14
3.1 プログラムで提供する環境情報の範囲.....	14
3.2 CFP 算定の基本.....	14
3.2.1 算定対象とする GHG.....	14
3.2.2 算定範囲.....	14
3.2.3 算定方法（算定に関する基本的ルール）.....	14
3.2.4 算定の単位.....	14
3.3 CFP 宣言の基本.....	15
3.3.1 CFP 宣言を行う事業者の努力事項.....	15
3.3.2 CFP 宣言を行う際の注意事項.....	15
3.3.3 CFP 宣言における比較の取扱い.....	15

3.4	CFP 算定および宣言 .....	15
3.4.1	CFP-PCR の策定 .....	15
3.4.2	CFP 検証 .....	16
3.4.3	CFP 宣言の登録・公開 .....	16
3.5	CFP 登録レビューア・内部検証員、CFP システム認証機関.....	17
3.5.1	登録レビューア・内部検証員の要求事項 .....	17
3.5.2	CFP システム認証機関に関する要求事項.....	18
4.	文書管理.....	19
5.	倫理規範および機密情報の取扱い.....	19
6.	異議・苦情の処理 .....	19
7.	プログラム運営者 .....	19
	附属文書 .....	21
	附属文書-2.....	31

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する JEMAI 環境ラベルプログラム（エコリーフ／カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムの総称、以下「環境ラベルプログラム」という。）について、プログラムの目的、対象、運営体制、手順などを定める文書である。

エコリーフプログラムについては、ISO/14025:0000（環境ラベルおよび宣言－タイプⅢ環境宣言－原則および手順）および ISO14040 シリーズのライフサイクルアセスメント（LCA）規格に従っている。

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（以下「CFP プログラム」という。）については、ISO/TS14067（製品のカーボンフットプリント－算定およびコミュニケーションにかかる要求手法および指針－）規格に従っている。

ISO/TS 14067 では、複数の CFP 情報の伝達先および複数のコミュニケーション方法が考慮されている。このうち、CFP プログラムが対象とするのは「公に利用されることを意図した CFP 宣言」のみである。

## **1. 環境ラベルプログラムの目的および特徴**

### **1.1 目的**

環境ラベルプログラムでは、

- ①信頼性・透明性を確保した算定方法に基づく地球温暖化負荷等の定量的環境情報の見える化（算定）
- ②「見える化」された情報に基づく、提供者（事業者）と利用者（消費者、事業者等のステークホルダー）との間でその削減努力のための相互理解の促進（コミュニケーション）の2つを手段に、
  - ・事業者においては、さらなる削減行動を実施し、社会的責任を果たすこと。
  - ・消費者においては、自らの生活スタイルの変革を行い、これを通じて環境負荷の低減を図ること。を目的とする。

### **1.2 特徴**

以下に環境ラベルプログラムの特徴を記す。

特徴1：定量的環境情報表示であって、環境優位性判定を示すものではない。

特徴2：算定は、ISO14020 シリーズの環境ラベル規格および 14040 シリーズのライフサイクルアセスメント（LCA）規格に従っている。

特徴3：環境ラベルプログラムは、製品カテゴリールール（以下、「PCR」という。）制定／策定、PCRに基づく算定、算定結果の客観性の確認、そして登録公開のステップで構成されている。

特徴4：事業者の内部検証結果に基づき、登録・公開申請を行うことができるシステム認定／認証制度が設けられている。

特徴5：算定結果の客観性は、プログラム運営者が指名する適格な検証員によって検証され、担保される。

特徴6：算定結果は、プログラム運営者のウェブサイトにおいて公開され、データベース化される。

特徴7：CFP プログラムは温室効果ガスのみを算定対象としているが、エコリーフプログラ

ムは多様な環境特性（地球温暖化、酸性化、オゾン層破壊、水質汚濁などおよびエネルギー資源や資源枯渇など）を対象とする。

上記の特徴1、2、3の一部および7は、ISO14025とISO/TS14067に則った基本的特徴であるが、特徴3、4、5、6は、社会的信頼性を確保するために考案された、環境ラベルプログラムの特徴である。

### 1.3 プログラムの基本構造

環境ラベルプログラムの適正な運営管理については、プログラム運営者が責任を持つものとし、利害関係者や有識者を中心としたアドバイザリーボードによる助言および各種レビューパネルの審議を経ることにより、プログラム文書や個別の審査結果に対する信頼性・透明性・公平性を担保する。

環境ラベルプログラムには以下の基本構造が設けられ、各構造には基準あるいは手順等が規定され、運営するものとする。

- ① 製品カテゴリールール(PCR [Product Category Rule])の策定・認定・公開  
 なお、エコリーフプログラムではエコリーフPCR、CFPプログラムではCFP-PCRと称する
- ② 算定結果の検証（個別検証とシステム認定（エコリーフプログラム）／認証（CFPプログラム））
- ③ 登録公開

#### <エコリーフプログラムによる算定結果のCFPプログラムでの登録・公開>

エコリーフプログラムで算定した結果のうち、GHG排出量については、CFPプログラムの数値として登録・公開をすることができる。

ただし、CFPプログラムで算定したGHG排出量の数値はエコリーフプログラムの数値として利用すること（上記の逆）はできない。

#### 1.3.1 プログラムの運営体制

##### (1) プログラム運営にかかる委員会

###### ① アドバイザリーボード

環境ラベルプログラムの信頼性・透明性・公平性を担保するため、環境ラベルプログラム全体の運営管理、および基本文書の制定・改正にあたり助言を行う。また、必要に応じてアドバイザリーボードの下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置き、プログラムの運営を通じて明らかになった技術課題や問題点等を抽出・整理し、プログラムに反映させるための助言を行う。

アドバイザリーボードの設置・運営に関する規定については、以下の文書を参照のこと。  
JR-02 アドバイザリーボード設置・運営規程

##### (2) 各種審査にかかるレビューパネル

###### ① エコリーフレビューパネル

エコリーフPCR原案を作成するワーキンググループ（PCR-WG）より提出されたエコリーフPCR原案およびシステム審査員が実施した審査結果の承認を行う。

エコリーフレビューパネルに関する規定については、以下の文書を参照のこと。  
ER-03 エコリーフレビューパネル規程

### ②CFP レビューパネル

「CFP-PCR のレビューに関する認定の最終判定」、「CFP プログラムにおける CFP 検証方式の一つである『個別検証方式』に関する検証結果の確認・最終判定」および『システム認証方式』に関する審査結果の確認」を行う。

CFP レビューパネルに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

CR-03 CFP レビューパネル設置・運営規程

### ③原単位レビューパネル

エコリーフプログラムの「共通原単位」と「特性化係数」、および CFP プログラムの「基本データ」および、前記各データに関するレビュー結果の確認・最終判定を行う。

原単位レビューパネルに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-04 原単位レビューパネル設置・運営規程

## 1.3.2 プログラムに参加する各関係者の責任の考え方

環境ラベルプログラムの実施にあたっては、関係者間の責任関係を明確にすることが、プログラムの円滑な運営に重要である。これらは、以下の通り整理される。

- －プログラム参加事業者：エコリーフや CFP の算定結果、エコリーフや CFP 宣言の内容に対する責任
- －CFP-PCR レビューア：CFP-PCR 認定判断基準に基づき、定められた手順に則った CFP-PCR レビューを実施する責任
- －エコリーフおよび CFP 検証員：エコリーフまたは CFP 検証判断基準に基づき、定められた手順に則ったエコリーフまたは CFP 検証を実施する責任
- －システム認定/認証審査員：システム認証/認定審査基準に基づき、定められた手順に則った審査を実施する責任
- －プログラム運営者：環境ラベルプログラムの適正な運用に関する責任

## 1.3.3 プログラムの適用範囲

### (1) エコリーフおよび CFP 宣言の対象

エコリーフや CFP 宣言を用いたコミュニケーションの対象は、製品の製造者、販売者および代理者、並びにサービスの提供者および、一般に公開された情報を利用する消費者や事業者等の利害関係者とする。

### (2) プログラムが対象とする製品範囲

環境ラベルプログラムが対象とする製品範囲は、日用品その他の工業製品、耐久消費財、食品その他の農林水産業製品、サービスなど、あらゆるものを含む。また、それらは最終財に限定されず中間財であってもよい。

### (3) 環境ラベルプログラム参加者の範囲

- a 製品の製造者、販売者および代理者、並びにサービスの提供者は、ラベルの登録・公開を実施することができる。
- b 環境ラベルプログラムに係わるすべての利害関係者<sup>\*</sup>は、PCR 策定の提案を行うことがで

きる。

※利害関係者の種類

- ① 製品の製造者、販売者、代理者
- ② サービスの提供者、代理者
- ③ 製品およびサービスの購買者（顧客）
- ④ 一般消費者
- ⑤ 行政当局
- ⑥ その他環境ラベルプログラム業務に直接係わる関係者

#### (4) プログラムが実施される地域

環境ラベルプログラムは、主に日本国内におけるコミュニケーションに利用されることを目的として構築されている。しかし、海外からの参加を制限するものではない。

申請等は日本語で行うことを原則とし、必要に応じて他言語も認める場合がある。

### 1.3.4 プログラムの信頼性等を担保する仕組み

環境ラベルプログラムのエコリーフおよびCFP宣言は、利害関係者とのコミュニケーションに利用されるものであることから、提供される情報について信頼性を確保することが必要である。そのため、エコリーフおよびCFP宣言を行うにあたっては、以下のような手段を通じて信頼性・透明性・公平性を確保する。

#### (1) エコリーフPCRおよびCFP-PCRの使用

環境ラベルプログラムでは、エコリーフPCRおよびCFP-PCRを使用する。エコリーフPCRおよびCFP-PCRとは製品種別の、エコリーフおよびCFPの値の算定とエコリーフおよびCFP宣言の基本ルールであり、利害関係者に対しどのような条件でエコリーフおよびCFPの値の算定を行っているか情報提供すること、また、コミュニケーションの内容についての理解を向上させることを目的としている。

#### (2) 検証の実施

環境ラベルプログラムは、エコリーフPCRおよびCFP-PCRに基づく算定結果およびエコリーフ、CFP宣言方法について、利害関係者に信頼性・透明性・公平性を確保した情報提供を行うため、検証を実施する。

### 1.3.5 原単位データの提供

環境ラベルプログラムでは、算定に使用する原単位データを管理し、提供する。

#### 原単位データの検証・運用

エコリーフの「共通原単位」および「PCR原単位」、CFPプログラムの「基本データ」は、プログラム運営者の定める原単位データ検証を受けなければならない。

原単位データに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

エコリーフ ER-14 エコリーフラベル支援ソフトおよびデータベース使用規程

CFP CR-05 原単位データ検証・運用規程

### 1.3.6 料金体系

環境ラベルプログラムの適切な運営のため、運営に必要な運営費を確保するための適切な価格設定を行う。

価格設定に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

エコリーフ ER-15 エコリーフ環境ラベル料金規程

CFP CR-14 料金規程



## 2. エコリーフプログラム

### 2.1 プログラムで提供する環境情報の範囲

エコリーフプログラムは、LCA に基づくインベントリ分析およびインパクト評価の算出結果を製品環境情報として提供する。

### 2.2 エコリーフ算定の基本

#### 2.2.1 インベントリ分析（算定に関する基本的ルール）

エコリーフのインベントリ分析結果は、物質やエネルギーの入出力の境界は自然界まで拡張統一されている。

エコリーフの算出項目は、消費および環境排出の2つの環境負荷項目から構成される。消費負荷項目は、枯渇資源と水や木材等の再生可能資源に大別され、さらに 枯渇資源は、石炭やウラン鉱石等のエネルギー資源と鉄鉱石やボーキサイト等の鉱物資源から構成される。環境排出負荷項目は、CO<sub>2</sub>等の大気、BOD等の水域、土壌への排出に3区分される。

エコリーフでは、各ステージのインベントリ量 I は、(1) 式を用いて、関連する活動量 W と、それに対応する原単位 a の積を加算して求めることができる

$$I = \sum (a \times W) \quad \dots \dots (1)$$

I : インベントリ量（原油採掘量、鉄鉱石採掘量、CO<sub>2</sub> 排出量等）

a : 原単位（単位活動量当りのインベントリ量）

W : 活動量（使用量、排出量、処理量、輸送量等）

#### <エコリーフの原単位の種類>

エコリーフの原単位は、「プロセス合算型データ」方式を採用しており、以下の2種類がある。

共通原単位；

プログラム運営者がエコリーフ環境ラベル作成のために用意した原単位で、LCI 計算のバックグラウンドデータとして、全製品分類で共通的に用いることができる。

PCR 原単位；

製品分類ごとに適用することを目的として、必要に応じ、製品分類ごとに作成した原単位で、LCI 計算のバックグラウンドデータとして、同じ製品分類においてのみ用いることができる。

#### 2.2.2 インパクト評価（算定に関する基本的ルール）

エコリーフにおいて定義されている影響評価の特性化分析までが含まれ、インベントリ分析と同様に、境界が自然界まで拡張統一されている。

環境影響項目は、インベントリ分析と同様に、消費および環境排出の両負荷項目に大別される。消費負荷項目は、エネルギー資源および鉱物資源の枯渇負荷に区分され、環境排出負荷項目は大気圏では地球温暖化、酸性化等、水域では富栄養化等のカテゴリ項目に細分化される。カテゴリ項目の選択は製品分類ごとに決定する。

エコリーフでは、各ステージの地球温暖化等のカテゴリごとのインパクト評価量 P は、(2) 式を用いて、関連するインベントリ量 I と、カテゴリごとの特性化係数  $\alpha$  の積を加算して求めることができる。

$$P = \sum (\alpha \times I) \quad \dots \dots (2)$$

P : カテゴリごとのインパクト評価量 (地球温暖化負荷、酸性化負荷等)

$\alpha$  : 特性化係数 (地球温暖化係数、酸性化係数等)

参考 (ISO14044 より)  $\dots$  共通の単位に換算するために特性化モデルから導かれる係数

I : インベントリ量 (原油量、鉄鉱石量、CO<sub>2</sub> 排出量等)

## 2.3 エコリーフ登録公開の基本

### 2.3.1 公開する環境情報の内容

エコリーフプログラムは、LCAに基づくインベントリ分析およびインパクト評価の算出結果を、以下の3つのシートで製品環境情報として提供する。

① 製品環境情報 (PEAD [Product Environmental Aspects Declaration])

製品等の定量的環境側面を集約した情報であり、製品購買者あるいは一般消費者の理解の便を図るために、統一性および視覚性に配慮しつつ簡潔に表現されたものである。

② 製品環境情報開示シート (PEIDS [Product Environmental Information Data Sheet])

PEADの根拠を示す詳細データであり、インベントリ分析結果、インパクト評価結果および消費エネルギーが要約されている。

インベントリ分析は、製品等のライフサイクル全体を通じてのエネルギー資源、原材料および環境物質の入出力を、統一されたLCA手法に基づいて計算・評価し、所定の様式に整理したものである。インパクト評価は、その結果を一般に理解されやすい特定のカテゴリ、すなわち、資源枯渇や、地球温暖化等への影響の度合いを示したものである。

③ 製品データシート (PDS [Product Data Sheet])

本シートはPEIDS作成の裏付けとなる基礎的データを集約した資料である。

エコリーフ環境ラベル作成者が把握可能な範囲 (例えば自社工場内) で、エネルギー資源、原材料および環境負荷物質等の入出力を、実測値を基本にして製品やサービス単位当たりで記載したデータシートである。

### 2.3.2 環境情報公開を行う際の注意事項

エコリーフ環境ラベルの公開は、情報提供を受ける利害関係者にとってわかりやすく、かつ誤解を招きやすい表現を避けたものでなければならない。

### 2.3.3 エコリーフにおける比較の取扱い

エコリーフプログラムでは、比較可能性を確保するためエコリーフPCRの具体的取り決めと共通の原単位の使用を採用している。

## 2.4 エコリーフ算定および登録公開の手順

### 2.4.1 エコリーフPCRの制定

エコリーフPCRの制定・改正等を希望する者は、以下に定める規定に従うこと。

ER-04 エコリーフ製品カテゴリールール (PCR) 制定規程

#### (1) エコリーフ-PCR原案の作成

新たな製品カテゴリーのエコリーフPCR制定を希望する事業者は、以下の手順でPCR原案を策定する。

## 《提案申請手続》

新規にエコリーフ PCR 制定を希望する者は、所定の手続きで事務局（プログラム運営者）に書面で申請する。

## 《採否判定》

プログラム運営者が、別途定めるマニュアルの判定基準に従い受理の可否を決定し、結果を提案者に通知する。

## 《PCR-WG 編成》

プログラム運営者は運営者のホームページ等による告知を行い、PCR-WG 参加者を公募する。

## 《PCR 原案作成》

PCR-WG 参加者は、別途定めるマニュアルに従って PCR 原案を作成する。

エコリーフ PCR 原案には、公開するデータの公平性と比較容易性を確保することを目的に、対象とする製品分類ごとに製品の対象範囲、適用する LCA の計算諸条件・ルール等の基本的要件を統一する内容を含まなければならない。

エコリーフ PCR 原案制定にあたっては、PCR 制定規程に記載するデータに関する要求事項に従わなければならない。

**(2) エコリーフ PCR の認定**

PCR-WG から提出された PCR 原案は、別途定めるマニュアルの判定基準に従ってエコリーフレビューパネルの評価、承認を経て制定の可否が決定される。承認された PCR は、エコリーフウェブサイトで開催される。

**(3) エコリーフ PCR の有効期間および認定後の扱い**

認定されたエコリーフ PCR の有効期間は 3 年とする。

有効期限に達したエコリーフ PCR は、以下の手順を経て、PCR の更新・改訂・廃止の何れかが決定される。

- ① 利害関係者からの意見聴取
- ② プログラム運営者が、別途定めるマニュアルの判定基準に従って更新・改訂・廃止を決定する。

なお、有効期限 3 年に満たない場合でも、PCR 改訂の提案を行うことができる。

**2.4.2 エコリーフ検証**

エコリーフの登録公開を希望する事業者は、算定結果（個々の製品ごとの定量的環境データ）が設定されたエコリーフ PCR 要求事項に適合し、かつ十分な根拠に基づいていることを確認するために、プログラム運営者の定める第 3 者検証を受けなければならない。エコリーフ検証の方式には、個別別検証方式およびシステム認定方式がある。

**(1) エコリーフ算定および検証書類の作成**

エコリーフ環境ラベルの登録公開を希望する事業者は、関連規程とマニュアルおよび該当エコリーフ PCR に従い、自社の製品の LCA 算定を行い、プログラム運営者が提供する下記の 6 種類の書類（検証書類一式）を作成する。

- ・ 製品環境情報 (PEAD)
- ・ 製品環境情報開示シート (PEIDS)
- ・ 製品データシート (PDS)
- ・ 内訳データシート（1 製品用、2 製造サイト用、3 ステージ用）
- ・ 関連計算書（1 インベントリ分析用、2 インパクト評価用）

- ・ 内容補足用各種図表 他

エコリーフの算定に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-05 エコリーフ算定規程

## (2) エコリーフ検証の基本的考え方

エコリーフプログラムでは、検証書類の内容を、以下の基本的な観点から確認する。

- ・ PCR への適合性
- ・ LCA 計算の妥当性
- ・ データ根拠の妥当性

検証に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-07 エコリーフ検証規程

## (3) 個品別検証方式

エコリーフ登録公開を希望事業者からの検証申請を受け、プログラム運営者は登録検証員の中から検証員を選任する。検証員は、検証規程に従い申請案件に対し検証を実施し、合否判定を行う。

## (4) システム認定方式

システム認定は、事業者が製品の定量的な環境情報データを集積するシステムを保有しているか否かを確認し、そのシステムが適切、有効かつ継続的に機能していることを審査し、認定するものであり、目的とするところは、エコリーフプログラムで行うエコリーフ環境ラベルに示される定量的データの信頼性を担保するところにある。

本認定の対象となるシステムにおいては、製品の環境データの起源が特定され、それらのデータを計測・記録・集計・加工し、エコリーフ環境ラベルとして発行するための方法、基準、責任体制等が整備され、かつ継続的に機能していなければならない。

なお、上記すべての手段、方法、責任と権限を含む組織体制は文書化され保管されていなければならない。

システム認定を希望する事業者は、システム認定の申請を行い、プログラム運営者が選定したシステム認定審査員の審査を受け、その結果をエコリーフレビューパネルで承認を受けなくてはならない。

システムが認定されることにより、事業者の内部検証によってエコリーフの登録・公開申請が可能となる。

また、システム認定の有効期間は3年とする。

エコリーフシステム認定に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-06 エコリーフシステム認定規程

### 2.4.3 エコリーフの登録・公開

上記の検証で合格と判定された事業者は、プログラム運営者の定める手順に従い、エコリーフの登録・公開手続きを行う。

エコリーフラベルの登録公開に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-09 エコリーフラベル登録公開規程

#### (1) エコリーフの登録・公開申請

検証に合格した事業者は、プログラム運営者に対して、エコリーフの登録・公開申請を行い、エコリーフウェブサイトにおいて定型登録情報（3種のシート）を公開する。

#### (2) エコリーフの登録・公開の更新

登録公開したエコリーフに有効期限は無いが、プログラム運営者の定める期に従い原則1年ごとに登録継続の手続きが必要であり、継続手続きが行われない場合、当該エコリーフの登録公開が取り消され、検証については失効となる。

#### (3) 登録・公開内容の変更

事業者は、登録・公開内容に大きな変更があった場合は、更新期限に関わらず、速やかに登録・公開情報の変更を申請しなければならない。プログラム運営者は、必要に応じて再度検証を行う。

#### (4) マーク使用に関する使用申請について

エコリーフ登録・公開中の製品に係り、事業者がエコリーフマークを使用する場合は、プログラム運営者に使用申請書を提出し、マーク使用にあたっての不正使用または誤解防止等に努めなければならない。

エコリーフラベルの仕様に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-08 エコリーフラベル仕様規程

## 2.5 エコリーフの審査員と検証員

### 2.5.1 審査員の資格

事業者の製品環境データ集積システムの認定審査を行う審査員は、まずは、別途定めるエコリーフ要員の資格試験・研修規程に基づく資格試験に合格し且つ登録しなければならない。別途定めるエコリーフシステム認定規程に記載した基準と手順に従い、審査を実施しなければならない。

エコリーフ審査員に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-13 エコリーフ要員の資格試験・研修規程

ER-06 エコリーフシステム認定規程

### 2.5.2 製品環境データ検証員の資格

製品環境データ検証を行う検証員は、まずは、別途定めるエコリーフ要員の資格試験・研修規程に基づく資格試験に合格し且つ登録しなければならない。別途定めるエコリーフ検証規程に記載した基準と手順に従い、検証を実施しなければならない。

エコリーフ検証員に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

ER-13 エコリーフ要員の資格試験・研修規程

ER-07 エコリーフ検証規程

### **2.5.3 システム認定/認証審査員およびデータ検証員の遵守事項**

審査員および検証員は、企業等、環境ラベルプログラムへの参加者の製品等の製造・販売に係わる機密事項に触れる立場にあり、倫理性が強く求められる。その趣旨から、両者が遵守すべき事項を定め、登録されたすべてのシステム認定審査員および検証員に周知させることとする。

審査員および検証員の遵守事項については、以下の文書を参照のこと。

ER-12 エコリーフ要員遵守規程

### 3 CFP プログラム

#### 3.1 プログラムで提供する環境情報の範囲

CFP プログラムは、温室効果ガス（以下、「GHG」という。）のみを算定対象としており、その他の環境影響の評価には適用されない。

#### 3.2 CFP 算定の基本

##### 3.2.1 算定対象とする GHG

算定対象とする GHG は、以下のとおりとする。

- ・ GHG 種類：京都議定書で対象となっている CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub> の 6 種類
- ・ 対象排出源：人為起源のプロセス（家畜、その他の農業プロセスによる放出などを含む）
- ・ GWP（\*）：IPCC 第二次報告の 100 年値を、京都議定書における国別排出量の算定基準となっていることから基準値として採用

（\*）GWP (Global Warming Potential 地球温暖化係数) : GHG の温室効果をもたらす程度を、CO<sub>2</sub> の当該程度に対する比で示した係数。

##### 3.2.2 算定範囲

算定範囲は、製品の機能を満たす範囲でありかつ CO<sub>2</sub> 排出量への寄与の大きさの観点から無視できないプロセスを含めるよう設定しなければならないものとする。

##### 3.2.3 算定方法（算定に関する基本的ルール）

CFP の算定方法は、以下の式に従う。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \sum_i (\text{活動量}_i \times \text{原単位}_i)$$

（ $i$  はプロセスを示す）

活動量とは、CO<sub>2</sub> 排出量と相関のある排出活動の量を表す指標である。活動により異なるが、素材使用量、電力消費量、埋立量等がこれに該当する。

原単位とは、活動量あたりのライフサイクルにおける CO<sub>2</sub> 排出量を表す指標である。活動により異なるが、素材 1kg あたりのライフサイクルにおける CO<sub>2</sub> 排出量等が該当する。CFP プログラムでは、プログラム運営者が公開する基本データ等を指す。

##### <CFP の原単位の種類>

CFP の原単位データは、「基本データ」および、基本データを補完するため、同様の考え方に則り随時利用が認められる「利用可能データ」等が存在する。

また、事業者が自ら有する原単位データを CFP 算定に利用する際には、プログラム運営者が別途定める要求事項に従って随時確認を行い、「利用可能データ」として使用の可否を判断する。当該データは原則として公開する。

##### 3.2.4 算定の単位

CFP プログラムでは、算定の単位を「機能単位」とする。「製品単位」「販売単位」「物量単位（例えば「100g あたり）」は機能単位に含まれる。

### **3.3 CFP 宣言の基本**

CFP 宣言とは、CFP 算定結果に基づいて開示される、CFP マーク、数値表示、追加情報および CFP ウェブサイト掲載の登録情報をいい、CFP プログラムではこれら 4 つの構成要素に関する必要最小限の要求事項を定める。

事業者が CFP 宣言によるコミュニケーションを行う場合、CFP マークの使用を伴うことを基本とする。

#### **3.3.1 CFP 宣言を行う事業者の努力事項**

CFP 宣言を行う事業者は、CO<sub>2</sub> 排出量の継続的削減に向けて努力することが求められる。

#### **3.3.2 CFP 宣言を行う際の注意事項**

CFP 宣言は、情報提供を受ける利害関係者にとってわかりやすく、かつ誤解を招きやすい表現を避けたものでなければならない。

#### **3.3.3 CFP 宣言における比較の取扱い**

CFP プログラムの中で別途認められた場合を除き、CFP の比較を行ってはならない。

### **3.4 CFP 算定および宣言**

#### **3.4.1 CFP-PCR の策定**

CFP-PCR の策定・改正等を希望する者は、以下に定める規定に従うこと。

CR-06 カーボンフットプリント製品カテゴリールール (CFP-PCR) 認定規程

##### **(1) CFP-PCR 原案の策定**

新たな製品カテゴリーの CFP-PCR 策定を希望する事業者は、個社または CFP-PCR 原案策定 WG において、CFP-PCR 原案を検討する。WG は、複数の関係者によるグループまたは業界団体によって構成される。

CFP-PCR 原案には、対象製品の定義、各ライフサイクル段階の設定、データ収集項目、一次データ収集項目とその収集方法、CFP 宣言等の規定内容が含まれる。

CFP-PCR 原案策定にあたっては、対象製品の CFP 試算を行い、それに基づいて CFP-PCR に記載するデータに関する要求事項等を決定しなければならない。

##### **(2) CFP-PCR 認定**

事業者からの CFP-PCR 原案の認定申請を受け、プログラム運営者は登録レビューアの中から CFP-PCR レビューアを選任する。CFP-PCR レビューアは、申請案件に対し CFP-PCR レビューを行う。CFP レビューパネルは、CFP-PCR レビューアの報告を受け、当該案件の最終判定を行う。認定された CFP-PCR は、CFP ウェブサイト上で公開される。

##### **(3) CFP-PCR の有効期間および認定後の扱い**

認定された CFP-PCR の有効期間は 5 年とする。

CFP-PCR の改正を希望する事業者は、有効期間に関わらず CFP-PCR 改正申請書を提出することにより、CFP-PCR 改正の審査を受けることができる。また、有効期間終了前に、CFP-PCR の更新を申請することができる。

ただし、認定後 1 年以上、当該 CFP-PCR を用いた CFP 検証の実績がない場合、および新たな技術の反映が必要な場合、プログラム運営者の判断により関係者との協議を経て、上記有



効期間にかかわらず随時見直すことができる。

### 3.4.2 CFP 検証

CFP 宣言を希望する事業者は、CFP 算定結果と宣言の案が認定 CFP-PCR および関連規程に準拠していることについて、プログラム運営者の定める検証を受けなければならない。CFP 検証には、個品別検証方式およびシステム認証方式がある。

#### (1) CFP 算定および CFP 宣言の案の作成

CFP 宣言を希望する事業者は、関連規程および認定 CFP-PCR に従い、自社の製品の CFP 算定を行い、CFP 宣言の案を作成する。

CFP 算定および CFP 宣言の案の作成に関する規定については、以下の文書を参照のこと。  
CR-07 カーボンフットプリント算定・宣言規程

#### (2) CFP 検証の基本的考え方

CFP プログラムでは、CFP 算定および宣言の案を、以下の基本的な観点から確認する。

- ・ 関連規程との適合性
- ・ 該当する CFP-PCR との適合性
- ・ データのトレーサビリティの確保

#### (3) CFP 個品別検証方式

CFP 宣言希望事業者からの CFP 検証申請を受け、プログラム運営者は登録レビューアの中から CFP 検証員を選任する。CFP 検証員は申請案件に対し CFP 検証を実施し、合否判定を行う。レビューパネルは、CFP 検証員の検証結果について確認を行い、当該案件の最終判定を行う。

個品別検証方式に関する規定については、以下の文書を参照のこと。  
CR-08 カーボンフットプリント検証規程

#### (4) CFP システム認証方式

システム認証は、CFP 宣言希望事業者内部に構築された CFP 算定・検証・公開システムが要求事項を満たしており、事業者により算定、検証された CFP 算定結果・宣言に信頼を与えることを目標とする。

プログラム運営者に登録した CFP システム認証機関が、プログラム運営者が以下に定める要求事項に基づき、事業者が内部に構築したシステムの審査・認証を行う。CFP レビューパネルは、CFP システム認証機関の審査結果について確認を行う。

システムが認証されることにより、事業者の内部検証によって CFP 宣言の登録・公開申請が可能となる。

また、システム認証の有効期間は 3 年とする。

システム認証方式に関する規定については、以下の文書を参照のこと。  
CR-09 カーボンフットプリントシステム認証規程

### 3.4.3 CFP 宣言の登録・公開

3.4.2 に定める CFP 検証で合格と判定された事業者は、プログラム運営者の定める手順に従

い、CFP 宣言の登録・公開手続きを行わなければならない。

なお、エコリーフプログラムによる算定結果を用いて CFP 宣言を行う場合は、エコリーフプログラムで定める個別検証の合格もしくはシステム認証による内部検証を完了していなければならない。

CFP 宣言の登録・公開に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

CR-10 カーボンフットプリント宣言登録・公開規程

#### (1) CFP 宣言の登録・公開申請

CFP 宣言の登録を希望する事業者は、プログラム運営者に対して、CFP 宣言の登録・公開申請を行い、CFP ウェブサイトにおいて登録情報等を公開する。

#### (2) CFP 宣言の登録・公開の更新

CFP 宣言の登録・公開は、プログラム運営者の定める期に従い原則 1 年ごとに更新するものとする。なお、登録・公開の更新が行われない場合、当該 CFP にかかる検証については失効となる。

#### (3) 登録・公開内容の変更

事業者は、登録・公開内容に大きな変更があった場合は、更新期限に関わらず、速やかに登録・公開情報の変更を申請しなければならない。プログラム運営者は、必要に応じて再度 CFP 検証を行う。

#### (4) マーク使用に関する使用許諾契約

CFP 宣言にかかる登録・公開を行う場合には、CFP マーク使用許諾契約をプログラム運営者との間で締結し、CFP マーク使用にあたっての不正使用防止等の取り決めを行う。

### 3.5 CFP 登録レビューア・内部検証員、CFP システム認証機関

登録レビューアとは、CFP-PCR のレビューを行う者、CFP 検証を行う者として、プログラム運営者の定める手続きにより登録を行った者の総称である。また、内部検証員とは、CFP システムにおける内部検証を行う者である。

CFP システム認証機関とは、プログラム運営者とは独立した組織であり、CFP システム認証を行う機関（以下、「CFP システム認証機関」という。）として、プログラム運営者の定める手続きにより登録を行った機関の総称である。

#### 3.5.1 登録レビューア・内部検証員の要求事項

CFP プログラムは、CFP-PCR のレビューや CFP 検証といった作業を通じて、CFP 算定結果・宣言の信頼性を担保している。そのため、各作業に従事する関係者には、一定の力量のもと、これらの役割を果たすことが求められる。

そのため、CFP-PCR レビューおよび CFP 検証（内部検証を含む）の実施にあたっては、プログラム運営者が実施する研修を受講しなければならない。また、受講した後、一定の実務経験を積み重ねる必要がある。

プログラム運営者は、CFP プログラムの適切な運用のため、力量を有すると判断した者を登録レビューア、内部検証員として登録する。

登録レビューア、内部検証員の登録・力量に関しては、以下の文書を参照のこと。

R-11 登録レビューア・内部検証員の登録・評価規程

### **3.5.2 CFP システム認証機関に関する要求事項**

認証の価値は、第三者による公平で力量が確保された審査によって確立される信頼性である。そのため、CFP システム認証機関および CFP システム認証審査員は、一定の力量のもと、これらの役割を果たすことが求められる。

CFP システム認証審査員は、プログラム運営者が定める研修を受講しなければならない。また、受講した後、一定の実務経験を積み重ねる必要がある。

プログラム運営者は、力量を有すると判断した機関を CFP システム認証機関として登録する。また、CFP システム認証審査の審査実施者においては、CFP システム認証審査員に要求される力量を有する必要がある。

CFP システム認証機関および CFP システム認証審査員の登録・力量に関しては、以下の文書を参照のこと。

R-12 カーボンフットプリントシステム認証機関登録・評価規程

#### 4. 文書管理

プログラム運営者は、環境ラベルプログラムを円滑に運営するため、使用する文書類の関係と運用方法を、文書管理体系に定める。これらの文書は公開を原則とする。

また、プログラム運営者は、プログラム実施状況をもとに、アドバイザーリーボード等の助言を経て、少なくとも5年に1度、基本文書の定期的なレビューを実施する。

文書管理に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

エコリーフ	ER-01	エコリーフ環境ラベル文書管理規程
CFP	CR-01	文書管理規程

#### 5. 倫理規範および機密情報の取扱い

プログラム運営者は、環境ラベルプログラムの運営および業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、倫理規程を定める。

環境ラベルプログラムの関係者並びにプログラム運営者は、以下の倫理規程を守らなければならない。

また、環境ラベルプログラムでは、検証において、事業者の製品に係わる機密事項に触れることがあるため、プログラム運営者は、関係者が遵守すべき「機密事項の取扱」を作成し、関係者が必要な守秘義務契約を結ぶことを確実にする。

倫理規範および機密情報の取扱いに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

エコリーフ	ER-11	エコリーフ倫理規程
CFP	CR-13	倫理・機密事項取扱規程

#### 6. 異議・苦情の処理

プログラム運営者は、関係者からの異議申立て・苦情、および紛争があった場合には、誠実に対応する。

異議申立てとは、申請組織または被認証組織からの要請であって、その希望する地位に関して下された否定的な決定について再考を求めること。

苦情とは、製品または苦情対応プロセスに関して、申請組織または被認証組織に対する不満足の実現で、その対応または解決が、明示的または暗示的に期待されているもの。

異議申立て・苦情・紛争の処理に関しては、以下の文書を参照のこと。

エコリーフ	ER-10	エコリーフ苦情・紛争処理規程
CFP	CR-15	異議・苦情・紛争処理規程

#### 7. プログラム運営者

環境ラベルプログラムは、以下の者がその運営管理を行う。

名称：一般社団法人産業環境管理協会

住所：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目2番1号

(三井住友銀行神田駅前ビル)

## 附則

訂番	年月日	頁	内容
01	平成25年8月1日	-	制定。エコリーフとカーボンフットプリントコミュニケーションプログラムの一体運営化の見直しに基づき、エコリーフ環境ラベル実施ガイドラインとカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム基本文書の一体化を行い発行。
02	平成26年1月31日	4、16	エコリーフプログラムによる算定結果のCFPプログラムでの登録・公開について追記。

## 附属文書

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFP プログラム」という。）において使用される用語および定義を定めたものである。

### 1 CFP の算定に関する用語

#### 1.1

製品のカーボンフットプリント (carbon footprint of products)

CFP

製品システム（第 3.2 項）における温室効果ガス排出量（第 2.5 項）と吸収量（第 2.6 項）の合計。CO<sub>2</sub> 換算値（第 2.2 項）で表され、ライフサイクルアセスメント（第 4.3 項）に基づく。

項目への注記 1：特定量の温室効果ガス（第 2.1 項）の CO<sub>2</sub> 換算値（第 2.2 項）は、特定の温室効果ガス（第 2.1 項）にその地球温暖化係数（第 2.4 項）を乗じた質量で計算される。

#### 1.2

部分的な製品のカーボンフットプリント (partial carbon footprint of products)

部分的 CFP

製品システム（第 3.2 項）において選択された一つ以上のプロセス（第 3.5 項）の、温室効果ガス排出量（第 2.5 項）と吸収量（第 2.6 項）の合計。CO<sub>2</sub> 換算値（第 2.2 項）で表され、ライフサイクルアセスメント（第 4.3 項）に基づく。

項目への注記 1：部分的 CFP は、ライフサイクル（第 4.2 項）の特定の段階をモデル化したプロセスを対象とすることが多い。

項目への注記 2：部分的 CFP は、製品システム（第 3.2 項）の一部であり CFP（第 1.1 項）の算定の基盤となる可能性がある、特定のプロセスや情報モジュール（第 3.4 項）を基にしたもの、もしくはそれらがまとめられたものである。情報モジュール（第 3.4 項）についてのより詳しい情報は、ISO 14025:2006 第 5.4 項に記載されている。

#### 1.3

製品のカーボンフットプリントの調査 (carbon footprint of products study)

CFP 調査 (CFP study)

CFP（第 1.1 項）または部分的 CFP（第 1.2 項）の算定と報告を含む調査。

#### 1.4

製品のカーボンフットプリントの調査報告書 (carbon footprint of products study report)

CFP 調査報告書 (CFP study report)

CFP 調査（第 1.3 項）の報告書。

## 1.5

オフセット (offsetting)

製品システム (第 3.2 項) の境界外のプロセス (第 3.5 項) における温室効果ガス排出量 (第 2.5 項) について、放出の防止、削減または吸収を行うことにより、CFP (第 1.1 項) または部分的 CFP (第 1.2 項) を相殺する仕組み。

例：再生可能技術への対外投資、省エネ対策、新規植林／再植林。

項目への注記 1：オフセットは CFP の算定では認められていない。このため、オフセットは CFP のいかなるコミュニケーションにも影響しない。

[出典：ISO 14021:1999/FDAM 1:2011 を修正—原典の注記の情報を改定して「例」(上述) とし、オフセットに関する規則の情報を記載した「項目への注記 1」を新たに追加した。]

## 2 温室効果ガスに関する用語

## 2.1

温室効果ガス (greenhouse gas)

GHG

地球表面、大気、雲から放出される赤外線波長のうち、特定の波長の放射線を吸収、放出する大気組成ガス。自然のものと人為起源のもの双方を含む。

項目への注記 1：水蒸気やオゾンは人為起源であるが、大気中に存在するこれらのガスに起因する地球温暖化から人為起源の部分を切り出すことは困難なため、自然の温室効果ガスと同じく、認識されている温室効果ガスには含まれない。

[出典：ISO14064-1:2006 第 2.1 項を修正—「項目への注記 1」を追加、GHG の例を挙げた原典の注記は省略。]

## 2.2

二酸化炭素換算値 (carbon dioxide equivalent)

CO<sub>2</sub> 換算値 (CO<sub>2</sub> equivalent)

CO<sub>2</sub>e

温室効果ガス (第 2.1 項) の放射強制力を二酸化炭素量に換算した質量。

項目への注記 1：二酸化炭素換算値は、所定の温室効果ガスの質量に地球温暖化係数 (第 2.4 項) を乗じることによって計算される。

[出典：ISO14064-1:2006 第 2.19 項を修正—「項目への注記 1」を追加。]

## 2.3

製品への炭素貯留 (carbon storage in products)

大気から吸収され、製品 (第 3.1 項) に炭素として貯留される炭素。

## 2.4

地球温暖化係数 (global warming potential)

GWP

所定の期間における特定の温室効果ガス(第2.1項)の単位質量当たりの放射強制力の積算値を、二酸化炭素の相当量で記述した特性化係数 (ISO 14050:2009 第7.2.2.2項)。

[出典: ISO 14064-1:2006 第2.18項を修正]

## 2.5

温室効果ガス排出量 (greenhouse gas emission)

GHG 排出量 (GHG emission)

大気中に放出された温室効果ガス(第2.1項)の質量。

[出典: ISO 14064-1:2006 第2.5項を修正—「特定期間内に (over a specific time period)」を省略。]

## 2.6

温室効果ガス吸収量 (greenhouse gas removal)

GHG 吸収量

大気中から吸収された温室効果ガス(第2.1項)の質量。

[出典: ISO 14064-1:2006 第2.6項を修正—「特定期間内に (over a specific time period)」を省略。]

## 2.7

温室効果ガス源 (greenhouse gas source)

GHG 源 (GHG source)

温室効果ガス(第2.1項)を大気中に放出するプロセス(第3.5項)。

項目への注記1: プロセスの種類には、自然または機械的などのプロセスがありうる。

## 2.8

温室効果ガス吸収源 (greenhouse gas sink)

GHG 吸収源

大気中から温室効果ガス(第2.1項)を吸収するプロセス(第3.5項)。

項目への注記1: プロセスの種類には、自然または機械的などのプロセスがありうる。

## 3 製品、製品システム、およびプロセスに関する用語

## 3.1

製品 (product)

あらゆる製品またはサービス。

項目への注記1: 製品は、次のように区分することができる。



- － サービス（例えば、輸送、イベントの実施、電力）
- － ソフトウェア（例えば、コンピュータプログラム）
- － ハードウェア（例えば、エンジン機械部品）
- － 加工材料（processed material）素材製品（processed material）（例えば、潤滑剤、鉱石、燃料）
- － 未加工材料（unprocessed material）（例えば、農産物）

項目への注記 2：サービスには、有形および無形の要素がある。サービスの提供は、例えば、次のものがある。

- － 顧客が提供した有形の製品に対して行われる活動（例えば、自動車の修理）
- － 顧客が提供した無形のものに対して行われる活動（例えば、税金の還付に必要な収入情報の整理）
- － 無形のもの提供（例えば、知識を伝達するという意味をもつ情報の提供）
- － 顧客のための雰囲気作り（例えば、ホテルおよびレストラン内）

ソフトウェアは、情報で構成され、一般に無形であり、アプローチ、処理または手順の形をとり得る。

ハードウェアは、一般に有形で、その量は数えることができる特性をもつ。素材製品は一般に有形で、その量は、連続的な特性をもつ。

[出典：ISO 14044:2006 第 9 項を修正—「項目への注記 1」は箇条書きの二番目から「辞書（dictionary）」を削除、定義の原典を記載した「項目への注記 3」は省略。]

### 3.2

製品システム（product system）

基本フロー（第 3.9 項）および製品のフロー（ISO 14050:2009 第 6.11 項）を伴い、一つ以上の定義された機能を果たし、かつ、製品（第 3.1 項）のライフサイクル（第 4.2 項）をモデル化した単位プロセス（第 3.6 項）の集合体。

[出典：ISO 14044:2006 第 28 項]

### 3.3

システム境界（system boundary）

単位プロセス（第 3.6 項）が製品システム（第 3.2 項）の一部であることを規定する一連の基準。

[出典：ISO 14044:2006 第 32 項]

### 3.4

情報モジュール（information module）

まとまったデータで、製品（第 3.1 項）のライフサイクル（第 4.2 項）の一部である単位プロセス（第 3.6 項）または単位プロセスの組み合わせを対象とするもの。

項目への注記 1：一つまたは複数の情報モジュールが部分的 CFP（第 1.2 項）の基盤となる可能性がある。また、情報モジュールの中には CFP（第 1.1 項）の基盤となる可能性があるものもある。

[出典：ISO 14025:2008 第 13 項を修正—定義中の「タイプⅢ環境宣言の基礎として使用される (used as a basis for Type III environmental declaration)」の箇所を除外、新たに「項目への注記 1」を追加。]

### 3.5

プロセス (process)

入力 (ISO 14050:2009 第 6.17 項) を出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) に変換する、相互に関連するまたは相互に作用する一連の活動。

[出典：ISO 14044:2006 第 11 項]

### 3.6

単位プロセス (unit process)

入力 (ISO 14050:2009 第 6.17 項) および出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) のデータが定量化される、ライフサイクルインベントリ分析 (第 4.6 項) で考慮する最小要素。

[出典：ISO 14040:2006 第 34 項]

### 3.7

機能単位 (functional unit)

製品システム (第 3.2 項) の性能を表す定量化された参照単位。

項目への注記 1：CFP (第 1.1 項) は製品 (第 3.1 項) についての情報を取り扱うため、その機能単位は製品単位、販売単位、またはサービス単位の可能性がある。

[出典：ISO 14040:2006 第 20 項を修正—「項目への注記 1」を追加。]

### 3.8

基準フロー (reference flow)

機能単位 (第 3.7 項) で表される機能を満たすために必要とされる、製品システム (第 3.2 項) 内のプロセス (第 3.5 項) からの出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) を定量的に表した量。

項目への注記 1：基準フローの適用例については、第 6.2.3 項の「例」を参照。

[出典：ISO 14040:2006 第 29 項を修正—「項目への注記 1」を追加。]

### 3.9

基本フロー (elementary flow)

調査対象のシステムに入る物質もしくはエネルギーで、事前に人為的な変化を加えずに環境調査対象のシステムに入る物質若しくはエネルギーで、事前に人為的な変化を加えずに環境 (ISO 14050:2009 第 1 項) から取り込まれたもの、またはシステムから出る物質若しくはエネルギーで、事後に人為的な変化を加えずに環境へリリースされるものから取り込まれたもの、またはシステムから出る物質もしくはエネルギーで、事後に人為的な変化を加えずに環境へリリースされるもの。

[出典：ISO 14044:2006 第 12 項]

## 3.10

製品カテゴリー (product category)

同等の機能をもつ製品 (第 3.1 項) のグループ。

[出典 : ISO 14025:2006 第 12 項]

## 3.11

製品カテゴリールール (product category rules)

PCR

一つまたは複数の製品カテゴリー (第 3.10 項) に関するタイプⅢ環境宣言 (ISO 14050:2009 第 8.5 項) を作成するための一連の固有の規則、要求事項および指示。

項目への注記 1 : PCR は ISO 14044 に準拠した算定の規則を含む。

[出典 : ISO 14025:2006 第 5 項を修正—「項目への注記 1」を追加。]

## 3.12

製品のカーボンフットプリントの製品カテゴリールール (carbon footprint of products-product category rules)

CFP-PCR

一つまたは複数の製品カテゴリー (第 3.10 項) に関する CFP (第 1.1 項) の算定およびコミュニケーションのための一連の固有の規則、要求事項および指針。

## 3.13

サービス寿命 (service life)

使用中の製品 (第 3.1 項) が、性能要件を満たすか超えている期間のこと。

[出典 : ISO 15686—1 : 2000 第 1.1 項を修正—より一般的な表現を使用。]

## 4 ライフサイクルアセスメントに関する用語

## 4.1

カットオフ基準 (cut-off criteria)

CFP 調査 (第 1.3 項) から除外されている、物質もしくはエネルギーのフロー (ISO 14050:2009 第 6.13 項) の量または単位プロセス (第 3.6 項) もしくは製品システム (第 3.2 項) にかかわる重要度の仕様。

[出典 : ISO 14044:2006 第 18 項を修正—「環境面での重要度」を「重要度」に、「調査」を「CFP 調査」に変更。]

## 4.2

ライフサイクル (life cycle)

連続的で、かつ、相互に関連する製品システム (第 3.2 項) の段階群、すなわち、原材料 (ISO 14050:2009 第 6.12 項) の取得、または天然資源の産出から最終処分までを含むもの。

[出典：ISO 14044:2006 第1項]

#### 4.3

ライフサイクルアセスメント (life cycle assessment)

LCA

製品システム (第3.2項) のライフサイクル (第4.2項) 全体を通しての入力 (ISO 14050:2009 第6.17項)、出力 (ISO 14050:2009 第6.18項) および潜在的な環境影響 (ISO 14050:2009 第3項) のまとめ、並びに評価。

[出典：ISO 14044:2006 第2項]

#### 4.4

ライフサイクル影響評価 (life cycle impact assessment)

LCIA

製品システム (第3.2項) に対する、製品 (第3.1項) のライフサイクル (第4.2項) の全体を通じた潜在的な環境影響 (ISO 14050:2009 第3項) の大きさおよび重要度を理解し、かつ、評価することを目的とした、ライフサイクルアセスメント (第4.3項) の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第4項]

#### 4.5

ライフサイクルの解釈 (life cycle interpretation)

ライフサイクルインベントリ分析 (第4.6項) もしくはライフサイクル影響評価 (第4.4項) のいずれか、またはその両方から得られた知見を、ライフサイクルアセスメント (第4.3項) の結論および提案事項を得るために、設定した目的および調査範囲に関して評価する LCA の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第5項を修正—「インベントリ分析」の用語を、「ライフサイクルインベントリ分析」に変更。]

#### 4.6

ライフサイクルインベントリ分析 (life cycle inventory analysis)

LCI

製品に対する、ライフサイクル (第4.2項) の全体を通しての入力 (ISO 14050:2009 第6.17項) および出力 (ISO 14050:2009 第6.18項) のまとめ、並びに定量化を行うライフサイクルアセスメント (第4.3項) の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第3項]

#### 4.7

感度分析 (sensitivity analysis)

手法およびデータに関して行った選択が CFP 調査 (第1.3項) の成果へ及ぼす影響を見積もるための系統的な手順。

[出典：ISO 14044:2006 第31項を修正—「CFP 調査」と具体的に記載。]

## 5 データおよびデータ品質に関する用語

### 5.1

#### 一次データ (primary data)

製品システム (第 3.2 項) 内において、直接的な測定から得た、または最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算から得た、単位プロセス (第 3.6 項) または活動の定量化された値。  
項目への注記 1: 一次データは、必ずしも調査下にある製品システム (第 3.2 項) からのものでなくてもよい。

### 5.2

#### サイト固有のデータ (site-specific data)

製品システム (第 3.2 項) 内において、直接的な測定から得たデータ、または最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算から得たデータ。

項目への注記 1: 全てのサイト固有のデータは「一次データ (primary data)」(第 7.1 項) であるが、全ての一次データがサイト固有のデータであるわけではない。これは、それらが異なる製品システム (第 3.2 項) にも関連しているためである。

### 5.3

#### 二次データ (secondary data)

製品システム (第 3.2 項) 内において、直接的な測定以外の情報源から得たデータ、および最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算以外から得たデータ。

項目への注記 1: 上記の情報源は、データベース、発行済みの文献、国家インベントリ、およびその他の一般的な情報源が含まれる可能性がある。

### 5.4

#### 不確実性 (uncertainty)

定量化の結果に関係するパラメータで、定量化の対象に合理的に当てはめることができる数値のばらつきを特徴付けるもの。

項目への注記 1: 通常、不確実性の情報には、数値のばらつき度合いの定量的な推計、およびばらつきを起こす可能性に関する定性的な説明が示される。

[出典: ISO 14064-1:2006 第 2.37 項]

## 6 生物起源の物質および土地利用に関する用語

### 6.1

#### バイオマス (biomass)

生物起源の物質。地層に埋め込まれている物質および化石に変化した物質は除く。

項目への注記 1: この中には有機物 (生きているものと死んでいるものの双方) が含まれる (木、

作物、草、木くず、藻類、動物、堆肥のような生物起源の廃棄物など)。

## 6.2

生物起源炭素 (biogenic carbon)

バイオマス (第 6.1 項) 由来の炭素。

## 6.3

生物起源 CO<sub>2</sub> (biogenic CO<sub>2</sub>)

生物起源炭素 (第 6.2 項) の酸化により形成された CO<sub>2</sub>。

## 6.4

化石炭素 (fossil carbon)

化石化した物質に含まれている炭素。

項目への注記 1 : 化石化した物質の例は、石炭、石油、天然ガスなど。

## 6.5

直接的な土地利用変化 (direct land use change)

dLUC

評価される製品システム (第 3.2 項) 内の原材料 (ISO 14050:2009 第 6.12 項)、中間製品 (ISO 14050:2009 第 6.2.1 項)、最終製品 (第 3.1 項) または廃棄物 (ISO 14050:2009 第 12 項) が、生産、使用または廃棄される場所における、人間による土地の利用または管理の変化。

## 6.6

間接的な土地利用変化 (indirect land use change)

iLUC

製品システム (第 3.2 項) 内の原材料 (ISO 14050:2009 第 6.12 項)、中間製品 (ISO 14050:2009 第 6.2.1 項)、最終製品 (第 3.1 項) または廃棄物 (ISO 14050:2009 第 12 項) が、生産、使用または廃棄される結果として生じた、土地利用または土地管理の変化。ただし、変化の原因となった活動が行われた場所で生じたものは対象としない。

## 7 検証に関する用語

### 7.1

製品のカーボンフットプリントの検証 (carbon footprint of a product verification)

CFP 検証 (CFP verification)

信頼できるデータを基に、あらかじめ設定された特定の基準およびデータの信頼性を保証する手順による、環境主張 (ISO 14050:2009 第 8.2 項) の妥当性の確認。

[出典 : ISO 14021:1999 第 1.4 項を修正—第一優先用語の名称を「環境主張の検証」から上述の名称に変更。]

## 7.2

製品のカーボンフットプリントの検証者 (carbon footprint of a product verifier)

CFP 検証者 (CFP verifier)

CFP 検証 (第 7.1 項) を実行する、力量のある個人、団体またはチーム。

[出典 : ISO 14064-1:2006 第 8 項を修正 - CFP 検証固有の名称と定義に用語を変更、力量のある CFP 検証者に必要不可欠な性質についての言及を追加。]

## 7.3

検証基準 (verification criteria)

エビデンスが比較される基準として用いられる、政策、手順または要求事項。

項目への注記 1 : 検証基準は、政府、GHG プログラム (ISO 14050:2009 第 9.4.1 項)、自発的な報告イニシアチブ、規格、または優良事例の指針 (good practice guidance) によって確立されてもよい。

[出典 : ISO 14064-1:2006 第 2.32 項を修正 - 「項目への注記 1」の冒頭の研修に関する言及を削除。]

## 附属文書-2

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」（以下、「エコリーフプログラム」という。）において使用される用語および定義を定めたものである。ただし、重複を避けるため、附属文書—1（CFP）で既に記載の用語は除いた。

## 1 環境ラベルに関する用語

## 1.1

タイプⅢ環境宣言（Type Ⅲ environmental declaration）

事前に設定されたパラメータおよび必要な場合には、追加的環境情報を用いて、定量化された環境データを提供する環境宣言

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.2

環境側面（environmental aspect）

環境と相互に影響し得る組織の活動、製品の要素。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.3

利害関係者（interested party）

タイプⅢ環境ラベル制度によって影響を受けるすべての者。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.4

消費者（consumer）

私的目的のために商品、資産若しくはサービスを購買又は使用する一般公衆の中の個人。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.5

第三者（third party）

審議されている問題点に関連する当事者から独立していると認められる個人又は団体。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.6

プログラム運営者（programme operator）

タイプⅢ環境宣言プログラムを実施する組織。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順（H20，6，20）]

## 1.7



認証 (certification)

製品、工程又は付帯サービスが所定の要求事項を満たしているを、第三者が文書で保証する手続き。

[出典：JISQ14024：2000 環境ラベルおよび宣言-タイプⅠ環境ラベル表示-原則および手続き (H12, 8, 21)]

1.8

検証 (verification)

客観的証拠を提示することによって、規定要求事項が満たされていることを確認すること。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20, 6, 20)]

1.9

検証員 (verifier)

検証を実行する個人又は団体 (ただし、JISでは検証者と記載)

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20, 6, 20)]

1.10]

比較主張 (comparative assertion)

ある製品と同一の機能を持つ競合製品に対する、優越性又は同等性に関する環境主張。

[出典：JISQ14025：2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20, 6, 20)]